

平成26年第2回砂川市議会定例会

平成26年6月11日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 3 推薦第 1号 砂川市農業委員会委員の推薦について

日程第 4 報告第 2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第 4号 事務報告書の提出について

日程第 7 報告第 5号 監査報告

報告第 6号 例月出納検査報告

日程第 8 意見案第1号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

意見案第2号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第5号 地域と生産現場の実態を踏まえた農政改革を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢田広志君

日程第 2 議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 3 推薦第 1号 砂川市農業委員会委員の推薦について

日程第 4 報告第 2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

- 日程第 6 報告第 4号 事務報告書の提出について
- 日程第 7 報告第 5号 監査報告
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第1号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について
意見案第2号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について
意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
意見案第5号 地域と生産現場の実態を踏まえた農政改革を求める意見書について

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美 喜 子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
-------	---------

病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼 会計管理	湯 浅 克 己
市民部長	高 橋 豊
経済部長	佐 藤 進
経済部審議監	田 伏 清 己
建設部長	古 木 信 繁
建設部技監	山 梨 政 己
病院事務局長	氏 家 実
総務課長	安 田 貢
政策調整課長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、大きく3点について一般質問をさせていただきます。

大きな1点目といたしまして、砂川市公営住宅等長寿命化計画の推進について。砂川市公営住宅等長寿命化計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間、平成34年度から平成43年度までの10年間を構想期間として平成24年3月に策定されました。この計画では、老朽化が進行する宮川団地と豊栄団地の151戸については現入居者の他団地空き家等へ計画的な移転を推進し、平成33年度においては宮川団地の56戸を管理戸数とし、平成38年度までに56戸を除却（用途廃止）の方針とする旨の計画が策定されました。このことにより平成24年度、25年度、26年度と他団地空き家等への移転に伴う費用が移転料として一般会計予算に計上されていますので、その取り組みについて伺います。

（1）、他団地空き家等への移転に向け、入居者への説明等の取り組み状況について。

（2）、宮川団地並びに豊栄団地の入居者の移転経過と現況について。

（3）、移転後、空き住宅がふえ、入居者が減少した団地への対応について。

続いて、大きな2点目といたしまして、公営住宅での超高速ブロードバンド（NTT東日本のフレッツ光サービス）の利用について。

砂川市内では超高速ブロードバンド（NTT東日本のフレッツ光サービス）のエリアが拡大して、エリア内でのインターネット利用への利便性も増してきております。特にエリアの拡大により公営住宅の入居者も利用対象者となっておりますが、入居者が利用したい場合はどのような手続を通して市の許可のもと利用できることとなるのか伺います。

続いて、大きな3点目といたしまして、高齢者の介護予防活動への支援について。現在市内の各地域、サロン、広場、老人クラブ等12カ所の会場で高齢者への介護予防運動がいきいき運動推進員の協力のもと実施され、会場もコミュニティセンター、老人憩の家、町内会館等で実施されております。参加者も十二、三人から多いところでは約50人が参加されており、会場によっては椅子が置かれていない会場もあります。介護予防運動の実施に当たり、特に背もたれつきで安定した椅子等は必需品であると考えます。そこで、各

会場で使用できる備品等の支援が必要と思いますが、考えを伺います。

以上、初回の質問といたします。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 私から大きな1と2についてご答弁させていただきます。

初めに、大きな1の（1）、他団地空き家等への移転に向け、入居者の説明等の取り組み状況についてご答弁申し上げます。砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づいた宮川団地及び豊栄団地の入居者への住みかえに関する説明会につきましては、平成24年6月に開催したところであります。説明会では、策定した長寿命化計画全般の概要と今後の宮川団地と豊栄団地の住みかえの進め方の基本的な考え方について説明を行い、あわせて住みかえに関する意向調査を行ったところであります。さらに、同年10月には具体的な住みかえの進め方に関する説明会を開催したところであります。説明会では、さきに実施しました意向調査の結果と今後の住みかえに関する具体的な流れを説明し、住みかえを開始いたしました。基本的な住みかえの流れは、入居者に対して移転希望の有無、移転の時期、移転先、希望する階や間取りなどに関し毎年度4月に意向調査を実施し、当該年度に住みかえを希望された入居者については希望の団地別に入居順の抽せん会を実施した上で、移転先の空き状況に応じて順次住みかえを進めていくとしたところであります。

次に、大きな1の（2）、宮川団地並びに豊栄団地の入居者の移転経過と現況についてご答弁申し上げます。宮川団地並びに豊栄団地の住みかえにつきましては、平成24年度より実施しており、今年度で3年次目を迎えているところであります。これまでの移転経過については、宮川団地で、平成24年度では対象戸数111戸のうち移転希望は12戸であり、このうち宮川中央団地などの他の団地への移転希望は8戸で、移転を完了したのは4戸であります。また、団地以外への移転希望は4戸であり、移転を完了しております。平成25年度では、対象戸数103戸のうち移転希望は15戸であり、このうち宮川中央団地などの他の団地への移転希望は9戸で、移転を完了したのは6戸であります。また、団地以外への移転希望は6戸であり、移転を完了しております。今年度につきましては、意向調査の結果、対象戸数91戸のうち移転希望は15戸であり、このうち南吉野団地などの他の団地への移転希望は14戸、団地以外への移転希望は1戸であります。

また、豊栄団地では、平成24年度、対象戸数25戸のうち移転希望は6戸であり、このうち三砂ふれあい団地への移転希望は2戸で、移転を完了したのは1戸であります。また、団地以外への移転希望は4戸であり、移転を完了しております。平成25年度では、対象戸数20戸のうち移転希望は5戸であり、このうち三砂ふれあい団地への移転希望は2戸ですが、移転の完了はなく、団地以外への移転希望は3戸であり、移転を完了しております。今年度につきましては、意向調査の結果、対象戸数17戸のうち移転希望は6戸であり、このうち三砂ふれあい団地への移転希望は2戸、団地以外への移転希望は4戸で

あります。

宮川、豊栄どちらの団地とも他の団地への移転希望については、現在希望する団地の空き状況を見ながら、順次住みかえを進めております。

なお、住みかえに伴う宮川、豊栄団地の現況につきましては、宮川団地で平成25年度に1棟4戸全てが空き家となったものについて除却を実施しており、平成25年度末の管理戸数121戸のうち入居中が91戸であります。また、豊栄団地では管理戸数26戸のうち入居中が17戸であります。

次に、大きな1の(3)、移転後空き住宅がふえ、入居者が減少した団地への対応についてご答弁申し上げます。今後住みかえが経過していくことにより空き住戸が散見することになりますが、全て空き住戸となった住棟から随時取り壊しを実施し、更地については冬期間は除雪の堆雪スペースなど有効利用を図ってまいります。また、空き住戸については、環境の悪化がないように管理しており、夏の期間では年1回程度の南側菜園部分の除草の実施、冬期間においては市道除雪の基準に合わせて空き住戸前の除雪を行い、通路確保を図るとともに、屋根の堆雪についてもその状況に応じて随時雪おろしを実施しており、入居者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、空き住戸の管理を行っているところであります。

次に、大きな2の公営住宅での超高速ブロードバンドの利用についてご答弁申し上げます。公営住宅の入居者がフレッツ光サービスを利用したい場合には、まず入居者からNTT東日本へ申し込みを行っていただき、これを受けてNTT東日本が既存の電話配管等を利用した光ケーブル及び通信機器等の設置工事が可能かどうかの調査を市の同意を得て行い、調査の結果、設置工事が可能であればNTT東日本と入居者が個人契約を結び、NTT東日本から設置工事についての申請が市へ提出され、市の承諾の後に設置工事が行われ、入居者がフレッツ光サービスを利用できることとなります。なお、長屋建ての住宅の場合、このほかに光ケーブルの導入に伴い附属物の設置や住宅の改造等の工事が必要となるため、入居者から市へ申請していただき、許可後利用ができることとなります。

以上でございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな3の高齢者の介護予防活動への支援についてご答弁申し上げます。

現在ふれあいセンターでは、特定健診の事後支援の一環とした高齢者宅への訪問指導、老人クラブに対する健康相談・健康教育、後期高齢者健康診査、地域開催型介護予防教室などの介護予防事業を行うほか、「認知症を抱える家族の会」や高齢者を含む市民の健康増進に取り組む「食生活改善協議会」に対する支援を行うなど、地域において高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう各種事業を推進しております。

また、地域で自主的に行われるサロン活動など高齢者の介護予防活動に対しましては、

主催する団体からの要請に基づき、骨、関節、筋肉といった運動器疾患の発症や重症化を予防するための知識などを学んだいきいき運動推進員の皆様のご協力を得ながら、運動器症候群の予防を目的とした「いきいき体操」の普及啓発活動を推進しております。平成25年度におけるいきいき運動推進員の活動につきましては、定期的開催されている12団体を含む合計で18カ所での活動に対し延べ546人を数え、これによりサロン活動など地域で開催される高齢者の介護予防活動の延べ参加者数は4,200人を超えており、前年度と比較して1,000人以上上回る成果を上げているものであります。

ご質問のありました備品に係る支援につきましては、必要な備品を確保できないなど活動に支障が出ているのであれば、主催する団体の意向や施設の状況などを確認し、今後効果的に事業を進めるため関係者と十分に協議し、高齢者が参加しやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、一般質問は一問一答方式でございますので、大項目3つ用意してございますので、大項目1のほうから進めさせていただきたいというふうに思っております。

今ほど砂川市公営住宅等長寿命化計画の推進についてということで質問をさせていただいた中で、(1)、(2)、(3)と答弁をいただいたところであります。そこで、

(1)の他団地空き家等への移転に向け入居者への説明等の取り組み状況についても今ほど答弁をいただいたところでありますけれども、平成24年6月には住みかえに関する概要の説明会を含め、いろいろと地域住民、強いて言うと宮川団地、さらには豊栄団地の入居者に説明をされているということもわかりました。それと同時に具体的な住みかえの関係といったことから、移転先だとか移転の希望時期とか希望する階や間取りといったことの説明もいただいたところであります。この中で若干聞かせていただきたいと。技監に答弁していただいているので、この辺は専門家でもございますので、私のほうから聞いてもお答えいただけるのかなと思うのですが、まずはこういったことで、初めてこういった住んでいる方たちが説明を受けたことを通しながら、この辺の雰囲気をもっと最初に聞かせていただきたいと思うのですけれども、今回宮川団地も豊栄団地も今までの公営住宅と違って、今までの公営住宅は建てかえでしたよと。でも、残念ながら今回はこの2つの団地については、将来用途廃止、さらには除却といったことを計画的に進めていきたいと思います。そういった点ではその団地に住みなれた人方にとっては、きちっとした説明もされたかと思えますけれども、やはり初めてのことであり、不安な要素もたくさんあったのではないかと思いますけれども、そういったところでまずはこの説明会1回目、平成24年6月にあったわけですが、この辺の雰囲気を感じ取っているところがあるのであれば最初に聞かせていただきたいなと思っております。

それと、(2)、宮川団地並びに豊栄団地の入居者移転の経過と現況ということではわ

かりました。それぞれ移転の希望をとり、なおかつ移転先のそれぞれの団地もございませうから、そこにあき状況によっては移転ができる、できないといったこともありますし、住みなれた団地からほかの団地へ移るといふ入居者自体のそれぞれの心情もあつたかといふふうに思ひますけれども、まずは平成24年、25年、そして26年度と3年にわたつて進んできておりますので、いろいろな形では移転が進められてきていふこととて理解をさせていただきますけれども、この長寿命化計画の計画に基づいていきますと、その年度で大体この戸数を移転していきたいといふ計画もありますけれども、まずはこの3年を振り返つて、今年度も含めてですけれども、この移転計画の推進の状況、これは計画と照らし合わせた中ではどのような状況になつていふのか、この点も聞かせていただきたいと思つております。

それと、(3)番目、移転後空き住宅がふえ、入居者が減少した団地への対応といふこととて、今ほど答弁をいただいたところとてありますけれども、私は一番重要な部分といふのはこここのところであるといふふうと思つております。住みなれた団地を離れていかなければいけな、なおかつこの2つの団地は特に高齢者が多い。さらには、一人で住んでいふ独居の世帯が多いといふこととてあります。そういつたところとて考えますと、それぞれ移転が少しずつ進むこととてよつてどのような形になつていふのかなといふことが大変心配になつております。といふのは、宮川団地も豊栄団地も4戸を1つとして1棟にしていふますから、四戸長屋、いふ方悪いかもしれませうけれども、4戸で1棟になつておりますので、その中で1つが抜けると4戸のうち3戸になつてしまひますよと。2戸抜けると4戸のうち2戸しか入つていふませうよといふこととていふますと、一番大事なのはコミュニティ、要はコミュニティといふても幅広いですから、私は団地内の住民の結びつきとか住民同士の気づきといふ部分では大変な影響が出てくるのかなと思つております。

それと同時に、先ほど答弁もいただきましたけれども、草刈り等については年1回除草してまいりませうといふこととてありますけれども、どうしても移転されたところの玄関口含めて周辺は、やはり今のこの時期になると草が生え、どんどん、どんどんふえていふといふ状況もありますし、さらには先ほど冬期間においても除雪は市道の除雪条件に合わせてしていふますよといふこととてありますけれども、やはり移転されたところの玄関口といふのは雪が少しずつ積もつていけば山となつていふと。私先ほどお話ししたように高齢者が多いですよ、特に高齢者、年齢の高い方が多い。独居世帯の方が多、といふこととては、この冬期間除雪はしていふといふてもやはり隣同士の間には雪山ができてつあるといふふうなことも現状であるのではないかといふふうと思つております。そういつたこととてある部分では、入居者が減少したこととてよつて団地への大きな影響が出てくるといふこととてあるかと思ひます。

その中で特に私もちょっと見てみたのですけれども、宮川団地を一つの例にとりませうと、先ほど言つたように1棟4戸ですから、そのうち1戸が移転しましたよといふのが19棟

あるのです。2戸移転しましたよというのが4棟、四戸長屋なのにそのうち3戸移転しましたというのは2棟あります。豊栄団地のほうを見ますと、1戸移転している住棟が2棟、2戸空き家になっていると、ちょっと見てきたら空き家になっていますから、空き家になっているところは3棟で、4戸のうち3戸もう既に空き家になっていますよといったところは2棟ある。ということは、そもそも1棟4戸であるここで最低限の結びつきのコミュニティ自体もあったものが、ある部分では大変な影響出てきているのだろうというふうに私は推測をしておりますので、こういったことを含めたことに対して市としてどのような考えを持って、今現在やられていることも含めながら、これからもやっていこうとするのか、この辺の考え方をまず初めに聞かせていただきたいなと思っております。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 それぞれの項目でご質問いただきました。まず、説明会での雰囲気ということなのですからけれども、今回宮川の団地、豊栄団地も含めて現地建てかえをしないで移転していただくという計画で入居者にご説明して、それぞれ10年なり、15年の期間で動いていただくということなのですからけれども、この現地建てかえをしない団地というのは、これまでも吉野団地だとか焼山団地でそれぞれ説明を行い、北光団地の建てかえに移っていただいたりだとか、焼山から北光団地に移っていただいたりだとか、石山団地のほうに、それは建てかえの前の古い住宅のほうです、そういうことで移っていただいた。あと、吉野団地については、南吉野の古いところに移っていただいたりとか、あと中心市街地が建ちますので、そちらのほうに移っていただく。そのときにはある程度建てかえとしての戸数、言ってみれば移転先が確保できていたので、年次を決めながら吉野団地とか焼山団地のほうには移っていただいたのですけれども、今回この豊栄と宮川に関しては戸数がかかなり多いということと建てかえをしない。それは、中心市街地のように別地で建てかえをする状況でもないし、現地でもしない。その状況から、戸数が多いのと既存の空き家、公営住宅の空き家に住みかえを進めていくということで今回このような長い期間をもって入居者の意向に沿って砂川市で用意できる住宅を、住宅といいますか、公営住宅になるのですけれども、そちらのほうに移転していただくということで説明をして、説明会の雰囲気ということなのですからけれども、おおむね議員さんおっしゃるとおり、それこそだんだん人がいなくなってくるとコミュニティの話とかということも出ておりましたけれども、実際には、具体的な質問としては移転先の設備の状況だとか移転料の話だとか、細かい、今まで建てかえで説明していったような具体的な弁償の話だとかそういうところが主で、雰囲気としてはおおむね協力していただけるというふうにこちらでは捉えております。

次に、長寿命化計画の、縮小に向けての計画と実際の移転ということなのですからけれども、計画のほうでは縮小するのは戸数しか書いていないのですけれども、実際にその戸数を減らしていくのは、先ほども1回目でご答弁させていただいたのですけれども、1棟丸々住

宅があいた時点で壊していくということになるので、計画では宮川団地ですと32年まで8戸ずつ壊す計画にはなっているのですが、実際にはこれは先ほど説明したとおり1棟丸々あいた状態で壊していく。今回そのような状態が1棟あったので、壊していったということですので、計算すると8戸ですので、1年に8戸ずつ移転されればということなのですが、計画でいくと大体そのぐらいの戸数的には計画の数値で移転がされているのかなというふうに捉えております。

それと次に、空き家が減少していくことによりコミュニティがだんだん低下していくということなのですが、現在の状況なのですが、議員さんご質問のとおり、四戸長屋で1戸の住宅、1戸しか入っていない住棟、それぞれ宮川でありますし、豊栄にもあります。幸いと言ってはあれなのですが、道路際に面している住戸に1戸がいるのと、あと前後に、南と北に住棟がありまして、そちらのほうにも今のところ住んでいる方もおられるので、コミュニティといいますと個人のそれぞれの方々のつき合いというのはこちらで把握していない部分はあるのですが、防犯の関係からすると今のところはそれほど心配した状況でないのかなというふうには捉えておりますし、また実際にこういう団地の形態によっては公営住宅入居者のコミュニティのとり方というのは、市でいろんな働きかけはしているのですが、例えばハード面でいうと集会所を建設したり、ちょっと話がそれてしまうのですが、その地域によってやはり戸建てといたしますか、四戸建ての長屋が建っている宮川団地とか豊栄団地、または集合住宅、東町とか南吉野団地のような、その集合住宅の団地の形態によってはコミュニティのとり方といたしますか、こちらが公営住宅の管理者として入居者に働きかける、コミュニティ形成に関して働きかける働きかけというのが違うのかなというふうに思っておりますので、現状としては宮川団地で91戸程度まだ入っておられますので、これが徐々にあきが増してくるとまた何らかの形で市としても、市としてというか、公営住宅の管理者として入居者、また町内会と話ししながら、その辺の対応をしていかなければならないなというふうには考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の3点について質問を通しながら、まずは考え方を含めて聞かせていただいたところであります。

今回の長寿命化計画推進について、これは市として出された以上私はこれを全てだめですよということではなくて、この計画を推進していくに当たってはどのような形で入居されている人方が住みやすい形でやっていけるのか、強いて言うならば移転を進めながら、やはり最低限のコミュニティを守り、そして最低限の生活環境の水準を落とさないでいく。そして、団地内で住んでもらおうといったこと、私はこれを前提に、この長寿命化計画がしっかりとした形で進められていくことについてはよしとしなければいけないかなと。ただ、やはりその言ったところをきちっとやっていただかなければいけないなと。という

のは、やはり高齢者であるということ、特に高齢者で一人であるということは大前提であります。というのは、ずっと以前に歩いて回ったときに、かなり年齢の高い方がいるのですけれども、まず私たちは訪問されたときに相手確認できないとドアあけませんよと。やはりドアあけてしまって、力づくで足も入れられてドアが閉まらないとかといったことになる前に、相手確認ができないとドアあけない場合もありますよといったこと、これはやっぱり一つの防犯上のことなのです。これが4軒つながっているときならいいのですけれども、やはりだんだん、だんだん1戸抜けました、2戸抜けました、先ほど言いました道路沿いにあるからいいかなとかということではなくて、間と間が抜けたりもしますから、その辺も含めて私は、強いて言うと市営住宅でありますから、その地域のことをしっかりと防犯も含めて対応していただかなければいけないかなと。ただ、今回建設部のほうに私お話ししておりますので、この辺は建設部としてしっかりと受けとめた中で、コミュニティの最低限のことをしていただきたいなと思って質問させていただいています。

そこで、今ほど技監のほうからも答弁ありましたけれども、宮川団地は4戸入っているうちの1棟が皆さん空き家になってしまったので、除却しましたということですが、そこで確認なのですけれども、用途廃止をしますよということなのですけれども、用途廃止をする方法としては、基本的に4戸が1つの棟ですから、4戸ともなくなったときにそれは用途廃止して、用途廃止した後に除却をするといったことでもいいのかどうか、これちょっと確認なのですけれども、聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 用途廃止というのは、手続の話であれば公営住宅、耐用年限が過ぎていれば手続としては不要で、用途廃止という国に対してとかそういう手続はしないで、そのまま除却して、除却した戸数の報告をするという手続になっております。ですから、繰り返しになりますけれども、1棟丸々いなくなった時点で除却して、公営住宅の管理戸数の報告を上げていくということになります。

以上です。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ということは、今後移転を年度計画でまだまだ進めていくわけですから、場合によっては4戸入っているところが4戸ともなくなりましたとなると、その状況もあわせながら用途廃止して除却していくと。ということは、そこは空き地にもなっていくといったふうに私は理解させていただきたいと思うのですけれども、というのはコミュニティという言葉はちょっと広がり過ぎるので、あれですけれども、私は先ほど言った住民の結びつきと住民同士の気づきといった部分でのコミュニティというふうに今回は思っておりますので、そういったことを考えると、これに関しては前回にも一般質問を通して聞かれて、当時の建設部長さんも答弁をされているようでありますけれども、地域の方とお話しするとだんだん、だんだん戸数が減っていくよと、空き家が出てきますよといったとき

には、できたらやっぱりどこかある程度の場所に集約もした中で生活環境が保たれるようなこともしてほしいなといった声があります。地域の町内会活動をしている方たちと話してもあります。そういったことを考えると、集約ということがやはりこれは避けて通れないことなのだろうなと。というか、しっかりとすることがある部分では地域のコミュニティであり、防犯も含めて、環境美化だとか冬期の除雪も含めてやっていけるようになるのかなと思うのですけれども、この辺の集約しようとするときの、どのような状況、もしくはどのような要件が整ったときにこの集約をしようとするのか、この辺の考えを聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 確におっしゃるとおりで、1棟に4戸入って、空き家ができてきて歯抜け状態になってきたら、それはコミュニティの話も防犯上の話もやはり支障が出てくるので、現時点でどの状況、どの状態と、今9戸ほど入ってはいるのですけれども、それが何戸になったら集約するかというその具体的なものというのは今のところ持っておりませんが、これまでも建てかえで、現地建てかえの場合は当然既存の住んでいる人が仮移転先といいますか、公営住宅内での団地内での仮移転をしていただいたので、そういうようにある程度既存の入居者がいるところであいているところで、そしてなおかつ毎年意向調査を4月に行っておりますので、せっかく集約して移っていったところがすぐまた出るようなことのないように、できるだけ移転が長くて、その方も集約されて長く住まわれるのであれば、そういう1棟が歯抜けで退去されるような状態のないような形で移していくというふうに考えています。これが具体的にどういうふうにシミュレーションしているかという、今のところ入っている状況が状況ですので、まずは1棟なくなったところを壊して行って、そして毎年説明会に意向調査行っておりますので、その段階で意見なり、状況を聞きながら、また早目に、例えば半数ほどなくなったからやるのだとかということではなく、その状況を見ながらきめ細かい対応をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 きめの細かい対応をしていきたいなというその言葉どおり、きめの細かい対応をしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますけれども、私なりに思うのが平成24年度から10年間の平成33年度までの間に、事宮川団地の話をすると、56戸まずなくしましょう、要するに移転してもらいましょうと。残りの56戸については、平成34年から平成38年の間にやりましょうと。これは構想期間の中での長寿命化計画の中でもあります。そういうふうに考えたときに、待てよと。10年間で56戸退去してしまって、56戸しか残らないとなると、4戸1棟の関係って結構がらあきになってきて、もしくは4戸ごと退去してしまったらそもそも除却してしまっという、そういうふうに考えると私なりに思うのが、この10年間の期間の中で特に後半あたりにはひよっとした

ら、その先は読めないまでも推測するとこの計画の後半あたりにはかなりの戸数が空き家になっていて、もしくはもう1棟ずつなくなっていると考えたときに、かなり防犯上も含めて、環境美化も含めて、冬期の除雪も含めたことを考えるとこのあたりぐらいには少なくとも集約といったことが必要になってくるのではないかというふうに私なりに思っております。というのは、この後には集約しますとあって、あと計画期間では34年から38年の間に56戸全部移転ですから、となるとあと2年とか3年しかもし残っていないとなったときに、では集約してあり得るのかなと思ったら、ちょっとそれは違うのかなというふうに思ったものですから、私なりに思っているのは、まずはこの計画期間の後半あたりには集約ということが要件として、今のお話を聞きながらいくとあるのかなとは思っております。これは、あくまで私の推測でもありますからあれですけれども、ただこれにあわせてやはり住民の皆さんにもしっかりとこの辺を伝えながらやっていただきたいと思うのですが、ただ集約するといっても今現在の団地は建ってからかなりの年数たっているのと同時に老朽化もしておりますから、常にいろんな形での修繕もしていかなければいけない。修繕についても生活をするに当たっての最低限の修繕というのは必要なものでしょうし、場合によったら集約するときもこのあたり修繕というのは必要になってくるのかなと思うのですが、そこで確認でありますけれども、この3年の中で特に宮川団地等についての修繕というのは行われているのかどうか、この辺聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 集約で仮移転した住宅はないので、その修繕はしていませんけれども、ちょっと実態としてどういう件数で修繕要望が上がったかというのは伺っておらないのですけれども、説明会でもしていることは、日常生活の中で支障がないように修繕はしていきますということですので、要望があれば、件数等々の確認はしておりませんが、対応しているというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ある部分では対応されているのだろうなど。私の聞く範疇では、ちょっとした生活の支障を来す部分については修繕をお願いしているといったこともあるようなので、この辺はしっかりと受けとめながら、修繕をしながら、というのは恐らく集約したときにはある程度の修繕をしていないと集約しますといっても入れないのではないかとこのことを想定されますので、この辺も先の話かもしれませんが、もう既に始まっていることでもありますので、しっかりとやっていただきたいなと思っております。何よりも私は、特に宮川団地については10年間の計画期間、そしてその残りのあとの5年間の構想期間の中で行く行くは全戸用途廃止、除却といったことが見えてきているだけに、その間にいる方たちの町内会活動も含めながらいろいろな形の大変さが出てきておりますので、この辺をしっかりと受けとめて、より一層真摯に受けとめながら、きめ細かくやっていただきたい

いと思うのですけれども、その決意のほどを最後に聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 今回24年から説明会に伺ってはいるのですけれども、今の長寿命化計画の計画に変更がなければ住みかえの意向調査だけを毎年4月に行うということで説明に行っております。それで、この長寿命化計画自体は5年をめどに計画の見直しをするということで、計画そのものに大きく変更がなければ計画自体の見直しはないのですけれども、実際議員さん質問される、言ってみれば歯抜け状態になって、だんだん人がいなくなったときに、それは当然今の状況からしていても10年待たずにある程度防犯だとかコミュニティとかというところで心配は出てきますので、またその状況を見ながら全体的にどう集約なり、あと移転を、言ってみれば建てかえ建設計画みたく年次をこちらで考えておられますとか、ここに移動してくださいとか、そんなことをその状況に応じて考えて説明に伺うということになると思います。あと、その移転先については、当然長い間あいていた住宅ということでもありますので、一般的な新規に住宅に入るときに修繕対応しておりますので、そのような修繕をしながら住んでいただくということになるというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。大変心配しているところでもあります。この間団地に住んでいる方とお話ししたら、きょう移転先を考えているところの団地見学してきたのだと、2カ所ぐらい見てきたよとかと言って、間取りもちよっと見る機会あったのですという話もされていますから、ある部分ではしっかりとした中で理解してもらいながら進めていただいているのだなという思いは持たせていただいております。

それと、特に心配しているのが、これは団地がなくなるということが大きな影響を与えるだろうというのが、あの近隣に宮川老人憩の家がありまして、あそこの運営は宮川団地と宮川町と朝日町内会が主体になってやっておりますので、将来宮川団地さんが町内会なくなりましたよとなると、老人憩の家の運営もいろんな影響が出るのかなというふうに心配をしています。これは、このお話だけで終わりたいと思います。大きな1点目については終わって、次大きな2点目のほうにお話をさせていただきたいと思います。

公営住宅等での超高速ブロードバンド、フレッツ光サービスの件であります。今ほど答弁の中にありました利用したい場合の手続の仕方ということでは、入居をされている方が利用しようとした場合にはNTT東日本のほうに話をさせていただいて、NTT東日本で調査をしていくと。ただ、この調査をするにしても事前に市のほうにこういう調査をしますよという話をした中で調査をしていくとといったことであります。そして、その調査をした後に工事についても設置の関係の申請して、承諾をするということではわかりました。せっかくエリアが拡大したのに、公営住宅に住んでいる方から私のところ使いたいのですけれども、使えないのですよねと。何か見たら線がどうの、つながらないとかということな

のでしょう。この辺まず端的に聞かせていただきたいと、余り時間がないので。まずはN T Tが調査しますよと、工事するときも市は承諾しているわけですから、であれば市として、特に宮川中央団地、あそこ戸数多いですから、あのあたりというか全体でもいいのですけれども、フレッツ光を利用できる、可能となる戸数はどのぐらいで、場合によったら調査したけれども使えないですといった戸数というのは、把握されているのだったらその辺聞かせていただけないかなと思うのですが。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 公営住宅の光サービスの利用の実態、使える、使えないの話でございます。砂川地区に光のサービスが入っているのは、大きく2つの年度に分かれて入ってきて、今使えないというところは平成25年の1月以降に拡大されたエリアにある公営住宅の一部で、そこは言ってみれば光のケーブルを電話配管を通して提供できないという状態で、その第2次のエリアで全体的に今N T Tの調査でこちらで把握しているのが16棟ほどあります。16棟という言い方は、そもそも公営住宅に光サービスを入れるときには共用の電話配管に光用ケーブルを入れて行って、各玄関の入り口にある端子盤のところを持って行って、共用玄関が4つあれば4つ渡っていくということで、最初に申し込みあった人がN T Tが供給できるかという調査するときにもうその共用部分で線が入らないと、1回目に長屋建てのお話ししましたけれども、それぞれに線をはわすような形になる。それができない。こちらのほうでも外壁に何本も、10戸あれば10戸分、40戸あれば40戸分、極端な話そういうふうに配線が外を回るので、なかなかその許可ができないような状態になるので、そこでN T Tは1棟で1戸申し込みがあればその次の人が申し込みされてもあなたの棟のところはちょっと行けないですよという話になるので、棟単位でできないところをご説明させていただいているのですけれども、その利用できないのが16棟。実際に住んでいても利用の申し込みがないところがありまして、それが3棟、これは調査はされていない。それと、利用可能なところが39棟あるということです。そして、25年以前に光がサービス提供になったところがこれは全て光サービスが利用できるような状態になっておりまして、これは45棟です。戸数に直しますと、公営住宅の管理戸数というのが現時点で1,365戸、棟数にして103棟でありますけれども、利用できるのが第1次、第2次含めまして84棟で993戸、利用できないのが第2次エリアになりますけれども、16棟325戸、そして調査がされていないところが3棟47戸。ですので、47戸なり、325戸というのはあくまでも1棟で1軒の方が光の導入を希望されたときにN T Tが調査に行ってこの棟だめですよという話ですので、言い方としては棟数、16棟なり、3棟なり、16戸以上なり、そういう方が今ちょっと不便を受けているという状態でございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 利用できる棟とか戸数と利用できない関係の棟、戸数ということで答弁

いただきました。恐らく集合住宅ですから、たしかN T Tの場合は4戸以上で集合住宅マンションタイプとかいろんなパターンがあるので、何か難しいなと思いながら見ていたのですけれども、ただ一戸建ての場合はファミリータイプで戸別ですからいいのですけれども、集合住宅といったことであつたので、せつかくエリア拡大目指して商工会議所さんとか市も率先してやられていた部分もあつたので、公営住宅で使えないのですねと言われたときには私も驚きました。できるのではないのと思つたら、そうではなくてできないところもあるのですということだつたのですけれども、であればこの辺集合住宅ですから、共用の部分からいくと思うのですけれども、これは構造上どうしてもできないのか、もしくは利用者がそれぞれいないから使いたいところは使えないのだといったこともあるかと思ひますけれども、建物の構造からいってこれが利用できるのか、できないのかといったところもあるのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 構造上というよりも既設の電話配管、言ってみれば通信、弱電の配管にN T Tのケーブルを入れるので、配管自体はいろいろと曲がったりとか、金属で腐食したりとか、もともとそもそもが既存の電話線がありますので、それを入れると太い光ケーブルが入ってこないということになります。使えていないというのはそんな理由だと思ふので、それを解消するといひますか、使えるようにするには今の構造上というか、電話の配管のところを入らないのであれば別に、例えば共用部分、先ほど説明いたしました共用玄関の端子盤のところ、4階であればそこに1本ルートを持っていくと。あと、その端子盤からは各戸へはケーブル入ると思ひますので、そのようなことでできるのかなと思つて、これはその方法とかについてはまたN T Tと話をしなければならぬので、これのできるということよりは例えばそういうような方法でも可能と。建物の構造というよりも既設の電話の配管を利用するがゆえにそうなつてきて、今は使えない。それを解消するには新たに配管を通すか、また別な方法も検討しなければならぬということでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 次聞きたいことを答弁されているような気もするのだけれども、何となくちょっとわかりづらい部分あつたので。

強いて言うと、共用ですから構造の関係はわかるのです。細い管があつて、入れるときピアノ線ですつと引っ張っていくと、そのまま線引っ張っていつて入るのはそれはよくわかっているのです。ただ、最後にちょっとこれ確認なのですけれども、構造上、今の話もあるのですけれども、ではどうしてもできない場合、ただこれを利用しようとするのは入居者で、利用する方がN T Tと話をして、それを使うかどうかの話でありますけれども、ただ公営住宅って市が管理しているものだから、やっぱり建物の管理上こういう構造になつていてできないけれども、市としてはこの構造を、要するに利用できるような構

造にしようという考え方としては今持てるのかどうか、それ聞かせていただきたいのですけれども。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君 先ほども答弁させていただきましたけれども、既存の配管に入れようとするとなかなか無理があって通らないということですので、別ルートでつけばできると。構造上といえば電気の構造上にはなるのですけれども、言ってみれば古い住宅なんかであれば既設の管に入れる電線の量に合わせて管の径って決まって、そこにまた入れて、その既設の線がよれたりだとか、電気の管なのでさびたりとか、どこかでひっかかって入らないというのがあるので、そんなのが原因として考えられるので、そこを解消する。その方法としては別ルートでやる。ほかにも違う方法で光が利用できるような方法は、またそれはNTTとちょっと話をしながら、方法を検討したいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 せっかくエリアが拡大して、公営住宅に入居されている方たちも皆さんと同じように光ファイバーのフレッツ光を使いたいといったことでは平等で使えるように、市も構造上あったとしても、今検討してみたいという話があったかと思うのですが、これはぜひ前向きに検討して、構造上問題があるのだったらきちっとしっかりと対応するといったことを私はお願いをしたいなというふうに思っております。このことについてはこれで終わります。

最後に、3点目でありますけれども、高齢者の介護予防活動への支援についてということで今ほど市民部長からも答弁をいただいたところであります。市内でもいきいき運動推進員の皆さんが各地域の団体さんの要請というか、協力というのか、ともに介護予防、高齢者のいきいき体操といったことで進めているということでもありますので、ただお話しさせていただいたようにコミュニティセンターとかあるところは椅子があるのです。でも、椅子のないところってやっぱり椅子あったほうがいいよねと。でも、これってたかが椅子だというふうに皆さん思われるかもしれませんが、高齢者のいきいき体操って特に背もたれつきの椅子って必需品です。すごく大切な要素なのです。なぜ高齢者で体操しようとしたとき椅子が必要なのかというと、これは1年前に私健康の駅で横手市の話しさせていただきました。横手市はもう既にやっています。巡回型の椅子を運んで、いろんな道具運んだりとかしておりますけれども、強いて言うと椅子に座りながら、足腰だとか上半身の体操をして、そしていつまでも健康でいましょう、体力を保持しましょうといったことで、我々の世代というか、若い子供たちもそうですけれども、立ったまま体操するというのはそれは普通なのですけれども、事高齢者にとったらやはり椅子というのは椅子を使いながらできますから。ふれあいセンターでつくっているいきいき体操というロコモティブシンドローム、運動器症候群予防のための体操というのがふれあいセンターの保健師さんが中

心になりながらつくっておりますけれども、これも大体椅子を中心にしながらつくられている。ただ、椅子がなくてもできるようにはしています。でも、椅子があったほうがより一層体操がスムーズに、高齢者の参加者に対しても負担をかけないで済むといったことになっています。本来であれば会場である町内会館とか憩の家とか含めて椅子が整っていればいいのですけれども、残念ながら整っていないということで、私は今回お話をさせていただいています。例えばすずらん団地集会所とか、新石山団地老人憩の家とか、宮川中央団地集会所等でも小さな低い椅子はありますけれども、普通に座ったときに膝が直角に曲がるような高さの椅子というのがないので、そういったところを現状把握しながら、やっぱりしっかりと考えていただきたいなというふうに思っています。

そこで、端的にお聞きしますけれども、ふれあいセンターに背もたれつきの椅子というのがホールのところに50脚、そしてホールの備品庫に60脚あるのです。110脚あって、これ一例ですけれども、私は新しく椅子買ってくださいますとかということではなくて、ある既存の椅子を上手に活用して、それを運びながらでもいいから使えないのでしょうかということなのですけれども、その中でこれまた一例ですけれども、ふれあいセンターのホールで使う約110脚の椅子というのは、皆さんご存じのように国保の特定健診、来週あたり、今週の末ぐらいからかな、始まるのですけれども、春と秋にあって、健診の後の報告会もあって、大体トータルで20日間ぐらい。ちょっとお聞きしたら110脚全部使っていますよということなのですけれども、一例で言うならばその110脚全部使っている年間日数って何日なのと思ったら、ほかはまだたくさんあいているのだなというふうに思いましたので、こういった椅子の活用というのが可能ではないのかなと思っているのですけれども、そもそもふれあいセンターに貸し出しの制度というのがあるのかどうか分かりませんが、まずはこの貸し出しの制度について聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、椅子の貸し出し制度ということでございますけれども、特段この椅子をふれあいセンターから全く出さないというような決めはございませんので、それは必要に応じては可能だというふうに考えています。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の答弁いただきましたので、であれば私のこの考え方というのを市として受けとめていただけるのかどうか、この辺の考え聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 先ほどもご答弁申し上げたのですけれども、その地区、その地区で高齢者がいきいき運動を行う上において不便であれば貸し出して運ぶ、あるいはその施設で用意をしてもらう、これはいろんな手法あると思いますが、少なくともそこで高齢者が不便を感じないようなことで、これはすぐに具体的にそれぞれの代表者ですとか施設

の管理の方とお話をして、その上でどの方法がいいかということで検討させていただきたいと思っています。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 時間がないので、最後だと思えますけれども、検討していただけるということなので、しっかりと検討していただきたいなと思っております。いきいき運動推進員の皆さんも椅子はないなりにいろんな器具、自分で持っているもの持ってきてやっております。ただ、できれば最低限同じような、平等ではないですけれども、同じ基準で最低限のことのいきいき体操といったことができることを私は願っておりますので、それを受けとめる各地域、会館等の関係者もおりますので、その辺を含めてしっかりと、できれば投げかけを含めて検討していただきたいなということをお話しして終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長 東 英男君 一般質問は全て終了いたしました。

10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第2、議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 議案第13号、ただいま上程をいただきました議案第13号 砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます畠山豊氏は平成26年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

西田一男氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 これより、議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第3 推薦第1号 砂川市農業委員会委員の推薦について

○議長 東 英男君 日程第3、推薦第1号 砂川市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

推薦の方法については、指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員会委員に、菅原英雄氏、河合保氏の2人を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名した2人を議会推薦の農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました菅原英雄氏、河合保氏の2人を推薦することに決定いたしました。

◎日程第4 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第4、報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成25事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要につきましては、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページ、損益計算書及び5ページ、6ページ、貸借対照表でご説明申し上げます。

1、事業収益、(1)、公有地取得事業収益はございません。(2)、土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益はございません。2、すずらん団地売却収益は1区画の売却で266平方メートル、234万円の収益でございます。3、道央砂川工業団地売却収益6,000万円は、経営健全化計画に基づき市に売却した分であります。(3)、附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を警察職

員公宅用地として北海道に賃貸している収入と工業団地の土地の一部を資材置き場として賃貸している収入の合計236万5,996円でございます。(4)、補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入239万4,800円は、すずらん団地1件売却に伴い当初の簿価、旧簿価と販売価格の差額を市から補助金として補填を受けた分であります。したがって、事業収益合計は6,710万796円となったところでございます。これに対する2、事業原価であります。(1)、公有地取得事業原価はございません。(2)、土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価はございません。2、すずらん団地売却原価312万180円は、1区画売却分266平方メートルの原価であります。3、道央砂川工業団地売却原価3,824万4,402円は、7,043平方メートルの売却の原価であります。4、土地評価損1億4,160万3,856円は、平成23年度に土地開発公社所有地の資産価格を低価法の導入により引き下げたところでありますが、実勢価格と公社の販売価格に乖離があることから、再度固定資産評価額をもとに価格の見直しを行いました。その結果、平成23年度の簿価額と平成25年度の簿価額の差額が1億4,160万3,856円の評価損となっております。(3)、附帯等事業原価、1、保有土地賃貸等原価は、土地賃貸にかかわるものであり、原価はございません。したがって、事業原価は1億8,296万8,438円となり、事業収益から差し引いた事業利益はマイナス1億1,586万7,642円となっております。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)、人件費と(2)、経費の合計95万9,305円となり、事業総利益から一般管理費を差し引きますと、事業利益はマイナス1億1,682万6,947円となりました。次に、4の事業外収益でございますが、(1)、受取利息と(2)、雑収入の合計5,176円で、事業外費用は短期借入金の支払利息が1,581万7,055円あります。したがって、これらを差し引きますと経常利益及び当期純利益はマイナス1億3,263万8,826円となります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1)、現金及び預金から(3)、完成土地等までの合計で8億7,318万5,015円となっております。2、固定資産は、(1)、有形固定資産の土地は6,441万7,236円、(2)、投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は9億3,761万2,251円あります。

次に、6ページの負債の部でございます。1、流動負債は、(1)、短期借入金14億8,723万円、(2)、未払い金28万9,500円は、会計士報酬、パンフレット作成費、住宅紹介者への謝礼でございます。2、固定負債はございませんので、負債合計14億8,751万9,500円あります。資本の部につきましては、資本金の基本財産として砂川市からの出資1,000万円あります。2の欠損金ですが、前年度までの(1)、前期繰り越し損失がマイナス4億2,726万8,423円で、(2)、当期純

利益マイナス1億3,263万8,826円を加えた欠損金合計はマイナス5億5,990万7,249円となります。資本合計はマイナス5億4,990万7,249円で、これが債務超過額となり、負債、資本合計は9億3,761万2,251円で、5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページには、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目金額と一致する財産目録であります。

9ページは、キャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。

10ページは、注記事項であります。

11ページから17ページまでは明細表でございますが、14ページ、(4)、短期借入金明細表をごらん願います。期首残高は民間金融機関等3行からの借入金15億3,773万円ですが、期末残高は14億8,723万円となっており、5,050万円を償還いたしました。他の明細表は、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成26事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は公社の業務予定量であり、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、総事業収益は8,405万1,000円、支出の総事業費用を6,538万6,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出ではありますが、予算額はございません。

第5条は、借入金の限度額を16億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。平成26事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、630.66平方メートル、641万7,000円、2節すずらん団地売却収益、2区画分、579平方メートル、533万3,000円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市への売却分で、平成25年度から28年度までの4年間分の2年目であり、西7条北23丁目207番地9のうち6,486平方メートルの売却で6,000万円、合計7,175万円の予算計上でございます。

4ページをごらんください。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目の土地を北海道警察に官舎の用地としての賃貸料178万4,000円と工業団地内の用地を資材置き場に貸しております土地の賃貸料58万2,000円で、合計236万6,000円でございます。

次に、4目補助金等収益は、本年度あかね団地2区画とすずらん団地2区画の販売を目標としており、売買価格との差額について市からの販売促進のための補助金としての992万9,000円であります。

2項事業外収益は、1目受取利息6,000円は預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページ、収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価のうち、1節あかね団地売却原価は、2区画の予定で713万1,000円でございます。2節すずらん団地売却原価も2区画分の予定で592万6,000円でございます。3節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却いたします6,486平方メートルで、低価法による期末簿価は3,521万2,000円でございます。

次に、2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で主なものとして、1節報酬10万7,000円は会計士の報酬でございます。2節報償費20万円は、あかね、すずらん両団地の住宅用地販売促進を図るため分譲地の購入者を紹介していただいた方に対する謝礼であります。報償品については、砂川ポイントカード事業協同組合の発行するふくろうカード商品券とし、1区画につき5万円を限度とするもので、4区画分の予算措置であります。

2目経費は187万7,000円で、主なものは公社のパンフレットの印刷製本費と新聞折り込みチラシの手数料や広告費、あかね、すずらん団地等の所有地の草刈りに係る委託料でございます。

3項事業外費用は、1目支払利息が今年度1,493万円でございます。

これにかかわる借入金の明細については、16ページに短期借入金明細表を添付してございますので、16ページをお開きいただきたいと存じます。期首残高合計で14億8,723万円とし、期末残高合計14億2,023万円を予定いたします。

8ページにお戻り願います。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出についてもございません。

11ページは、予定損益計算書であります。ただいまご説明いたしましたとおり、事業収益が8,404万5,000円、事業原価が4,826万9,000円となっており、このことから11ページ下段の事業総利益は3,577万6,000円となります。

12ページは、販売費及び一般管理費で218万7,000円を見込んでおり、事業総利益から差し引きいたしますと事業利益は3,358万9,000円となります。これに事業外収益と事業外費用を差し引きいたしまして、経常利益は1,866万5,000円で、当期純利益は1,866万5,000円となります。

13ページをお開きください。13ページ、14ページは、予定貸借対照表であります。流動資産につきましては、現金及び預金、公有用地、完成土地等で8億2,456万1,000円となり、固定資産を加えますと資産合計は8億8,898万8,000円であります。これに対しまして流動負債は、短期借入金が14億2,023万円となります。次に、資本の部で資本金1,000万円と前期繰り越し損失マイナス5億5,990万7,000円、当期の純利益1,866万5,000円を差し引きますと、資本合計はマイナス5億3,124万2,000円の予定となり、これが債務超過額となります。なお、負

債、資本合計額は8億8,898万8,000円で、13ページの資産合計と同額となります。

また、15ページはキャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほど平成26年度予算の中で、道央砂川工業団地売却収益の所在地を西7条北23丁目207番地9と申し上げましたが、270番9の間違いです。訂正させていただきます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 砂川土地開発公社の関係で、本当にわからないままの質疑になるのですけれども、平成25事業年度、決算の関係で3ページを見ていただいて、損益計算書なのですけれども、今回は予算ではたしか4区画売る予定だったのが残念ながら1区画、すずらん団地1区画だけ売れたという決算だと思えるのですけれども、売却収益として234万円、これは多分買ってもらったお客さんから入ってきたお金だろうと思うのです。それで、それに対して(4)の補助金等、これは市が補助金を土地開発公社に出した、これは239万四千何がしというふうに今説明があったと思うのです。その下見ていくと、すずらん団地の売却原価というのが312万余りということになります。普通でいくと、すずらん団地の売却原価というのがまさに開発公社が売ろうとしているものなのだけれども、少し値引きをして、結果として234万円でお客さんに買ってもらった。普通いけばその差額を市が補助するというのでいいような気がするのですけれども、お客さんに買ってもらったよりもはるか上、しかも売却原価よりも、これ両方合わせると470万ほどになるのです。売却原価をはるかに百何十万も超えて市が何で補助しなければならないのかなというふうなところがちょっとわからないので、私が覚えている限りでは、ちょっと前までは両方とも高いから売れないから、市から1区画150万円の補助をしようというのは覚えているのですけれども、市の補助がどうしてここまで多く出さなければならないのかというところをお伺いします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 決算におけるすずらん団地売却に係る補助金のご質問をいただきました。このすずらん団地含めました土地の資産評価に関しまして、まず平成24年度に資産評価に対する低価法の導入を行いました。資産の帳簿価格と期末時価評価額を比較し、低い価格に対する評価をすることとしたところでございます。それまで住宅団地の販売促進費として、購入いただいた土地に住宅を建築した場合に100万円、転居後に50万円を補助していたところでございますが、平成24年度のこの低価法導入によりまして販売価格を引き下げ、用地購入者の初期投資額の軽減を図るとともに、

単価を引き下げた分につきましては市からの販売促進補助といたしまして土地開発公社へ補助いただくとしたところでございます。したがって、造成額の旧簿価に対しまして販売価格を差し引いた分を市から補助いただくという形にしたところでございます。このことによりまして土地購入者へは購入価格の低減化による購入意欲の助長と、あるいは補助額を定額制にしていた場合の土地価格が高いケースと低いケースでの補助率のアンバランス等がございまして、そのことによりお徳感が損なわれることを解消すること、そしてこれらについて販売促進へつなげるものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のお話ですと、つまりこの470万、この土地に関しての旧簿価がその金額なのだということのように思うのですけれども、確かに評価替をして、ここの事業原価の4のところにもありますけれども、土地の評価損というのがいつもこういうふうになってくる。それはそれで帳簿上の問題として今までこんなに実勢価格と差があったものをせめて実勢価格にして、評価損をして、帳簿上は大赤字にして健全化をしていこうと、目に見えるような形にしていこうというのは非常によくわかっているのです。ただ、それ以外にここにもありましたけれども、工業団地で毎年一般財源から6,000万円、開発公社から土地を買って、そこで今までのたまっている借金元利を払っていこうということに今なっていますよね。つまり土地開発公社の元利の償還に関してはこの6,000万円で何とかやっっていこう、それはそれでいいと思うのですけれども、このあかねやすすらんが売れたたびに旧簿価がまたここに姿をあらわしてくるというのがどうもよくわからないのです。それで、その簿価は評価損で解決しているものであって、決してそれが価格に反映していなくても元利償還は6,000万円ですしていく予定があるので、あえてここでさらに市からの補助をする必要はないのではないかというふうに私は思うのです。では、その旧簿価というのとさっきお伺いしてお答えがなかったのだけれども、すすらん団地の売却原価という312万というのは一体どこからこの数字が出てくるのかということなのです。旧簿価を原価とするなら、この四百何十万円をここに書けば非常にわかりやすいかなというふうに思うのですが、そうではないし。あわせてなのですけれども、予算のほうを見ていくと、3ページですけれども、あかね団地の売却収益で2区画ずつすすらんと売ってようになっていて、これは予算ですから、希望的に売ろうということになると思うのですけれども、このままでいくと市のほうの補助は4区画売れると990万、売れば売れたで今度1,000万また補助をしなければならないという、すごいことになるなというふうに思うわけです。ここまでやっっていかなければ、6,000万円を土地開発公社に毎年土地を買うプラスここまでやらなければならないというその理由がちょっとわからないものですから、2回目にもう一度お伺いをしたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 平成23年度の原価法を導入したのは、あくまでも土地開発公

社の資産として当時持っていた土地等について、当時それだけの評価額がないのにそれだけの資産として持っていた。それを会計法の導入で変わりまして、実際の価格に近い資産価値に改めましょうと。ただし、問題は、それを改めましても土地開発公社の造成した借入金の負債額はそのまま残っているのです。問題は、ではその負債額をそのまま置いておくということにはなりませんし、これを置いておけばまた利息というのがかかってきますので、それで本来この減価という形で資産価値は落としましたけれども、当時の購入していただいた土地の造成にかかった等の経費というのは払わなければなりませんから、それでその当時の旧簿価、これと販売で売れた金額の差額、これについて市から補助をいただいて、そしてその土地開発公社が持っている負債を減らしていこうということでございます。それで、当時工業団地等につきましては、6,000万円という形で市に買っていて、そして土地開発公社の負債を減らしていくということで現在もさせていただいておりますけれども、何せこの住宅を売った場合につきましてもそれにかかわる負債というのがありますので、それでその分を減らすためには市から補助をいただいて、そして販売価格とあわせて償還していくということで市からの補助金をいただいているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 確認をさせてもらうのですけれども、私はずっと土地開発公社全体の元利償還として6,000万円があるのだらうと思っていたのです。ところが、今のお話だと、この6,000万円というのは工業団地の関係だけの話だというふうに言われたように思うのですけれども、あかね、すずらんの方はまた別に借金があるから、そっちの方は別にまた、もし4区画売れたら1,000万近いお金を市が補助するのだというふうに聞こえたのですけれども、それは全然違うのではないかと思うのです。あくまでも今まで説明を受けている限りは、土地開発公社には第三セクター債を使うのではなくて、これだけの借金がいっぱいあるので市が一般財源から6,000万円ずつ毎年、たまたま買っているところが道央工業団地なことだけであってというふうに私は理解するのですけれども、ここがまた違うのかどうか質問をするのと、それからもう一個、最後の質問になるので、こうやってもし仮に本当にあかね、すずらんを売るたびに砂川市から6,000万以外にまだまだかなり多額なお金を出していかなければならないということになると、前にもお話ししたのですけれども、それこそ定期借地権付きの土地みたいな形にして、より安く早く家を建ててもらって、そして固定資産税をいただけるというふうな形に、あえて一生懸命売るのではなくて、そういう形にしながら早く家を建ててもらおうというほうがいいのではないかと、去年ですけれどもお伺いしたのですが、あのときはほとんどお答えがなかったのですけれども、その後1年たっていますので、多分調査もされているのではないかと思うので、そういうやり方というのは開発公社としてはどうなのかお答えをいただければと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 私の答弁の中で、現在工業団地を購入していただいているというこの意識でちょっと答弁させていただきましたので、工業団地だけとかということではございませんけれども、今工業団地を6,000万円で購入いただいているということの内容でございます。

それで、もともとこの6,000万円等々につきましてもそれぞれの旧簿価等がございます。その簿価に基づいて負債が発生しておりますので、それでそういう中での総体、土地開発公社総体の土地の中でということではありますけれども、ただ、今住宅売っている部分につきましては、これについてもそれぞれ負債額がございます。したがって、その部分については購入していただいた金額、さらには市からの助成をいただいて、当時のその部分を解消していくということになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それと、もう一点、定期借地権制度の関係でございます。それで、この定期借地権につきましては、平成7年に施行されました借地借家法に基づく制度でございまして、当初に定められた契約期間の満了で借地権が終了し、その後は更新は基本的に行わないという制度内容になっております。それで、ご質問の土地開発公社がこの制度を活用し、販売促進を行う考えについてでありますけれども、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律、これに基づいて実は設立しております。この法律では、土地開発公社が造成した住宅用地については、長期間土地を保有することになる事業は避けるべきとの見解がございまして、それで監督官庁の総務省に照会いたしました結果、長期間土地開発公社が存続することを前提とする定期借地権は考えられないというような回答をいただいておりますので、土地開発公社といたしましては住宅用地の定期借地権を設定する賃貸事業は行えないものと実は判断しております。なお、道内におきましてもこの定期借地権でやられているところがございますが、これについては自治体が窓口となって定期借地権を設定してやっているという状況をお伺いしております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第5、報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告に

ついてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成25事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要につきましては、記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページ、損益計算書でご説明申し上げます。1、事業収益は、1、営業収益として(1)、ゴルフコース収入、(2)、ゴルフ練習場収入、(3)、オートスポーツ事業収入の3営業区分と2、受託事業収益として(1)、オアシスパーク施設管理業務受託収入となっており、合計で6,453万6,199円であります。

事業収益の明細につきましては、附属明細書でご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。最初に、ゴルフコースの区分でございます。平成25年度の期間日数217日、入場者数については1万5,868人となっており、プレー料金収入、カート収入、その他収入で合計4,944万1,299円でございます。次に、ゴルフ練習場収入は期間日数220日で売り上げ合計は623万9,700円、オートスポーツ収入は期間月数8カ月で合計619万2,200円の事業収入でありました。次に、受託事業収入は、オアシスパーク施設管理業務受託収入として266万3,000円でございます。したがって、総事業収益合計は6,453万6,199円となったところでございます。

3ページに戻りまして、これに対する2、事業費用は1、営業費用と2、受託事業費用を合わせて6,795万1,229円であり、収益から費用を差し引いた事業利益はマイナス341万5,030円となっておりますが、詳細についてご説明申し上げますので、再度10ページをお開き願います。

附属明細書の右側部分に費用の詳細を記載しております。平成25年度もゴルフコースとゴルフ練習場をあわせて委託発注しており、その他の委託業務を合わせたの合計額が4,903万5,210円となっており、減価償却費956万3,444円、諸経費231万9,096円で、諸経費の主なものはクラブハウスの光熱水費と施設総合保険料、事務的消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費等でございます。営業費用の計6,091万7,750円となり、損益としてはマイナス523万6,751円の事業損失でございました。この事業損失の原因でございますが、昨年のゴルフコースのオープンが融雪の関係から4月24日と遅く、引き続き低温降雨で5月の利用者数が前年比433人減少となり、またゴルフ練習場も同様に4、5月の入場者数減少が大きく、またゴルフ人口の減少などが主な要因と分析しております。オートスポーツは、委託料、減価償却費、諸経費の合計501

万6, 679円となり、損益では117万5, 521円の事業利益となったところでございます。受託事業の委託費は201万6, 800円で、損益は64万6, 200円の事業利益となっております。したがって、3営業区分による総事業収益合計6, 453万6, 199円から総事業費用合計6, 795万1, 229円を差し引き、事業損益はマイナス341万5, 030円の事業損失となったところでございます。

4ページにお戻り願います。3、一般管理費用であります。(2)、賃金、(3)、法定福利費は事務職員の人件費、(6)、役務費は通信運搬費の電話代、郵便代などの経費、(8)、公租公課は固定資産税が主で、その他契約書などの印紙税であります。一般管理費計332万9, 834円に3ページの事業利益マイナス341万5, 030円を加え、事業総利益はマイナス674万4, 864円となったところであります。次に、4、事業外収益であります。受取利息、受取配当金のほかに雑収入などの合計で29万2, 396円でございます。次に、5、事業外費用は、民間金融機関等からの借入金に対する支払利息338万2, 556円、消費税31万8, 200円で、事業外費用の合計は370万756円であります。差し引き経常利益は、マイナス1, 015万3, 224円となったところであります。これに6、法人税8万円を加えて、当期純利益はマイナス1, 023万3, 224円となったところであります。

次に、5ページ、6ページは、貸借対照表であります。5ページは、流動資産と固定資産の合計で資産総額4億2, 896万1, 372円であります。これに対しまして、6ページは負債の部で、1、流動負債の主なものとして(1)、短期借入金は民間金融機関等2行からの借入金で1億5, 750万円、(2)、未払い金はコース維持管理費、クラブハウス維持管理費などの次年度4月支払い分167万2, 500円であります。2、固定負債といたしまして(1)、長期借入金は砂川市からの借入金5億2, 000万円であります。

なお、長期、短期の明細は11ページに記載しておりますので、11ページをお開き願います。最初に、(2)、長期借入金は砂川市から無利子の借り入れで、期首、期末残高ともに5億2, 000万円、短期借入金は民間金融機関等2行からの借り入れで、期首残高1億5, 800万円を50万円を償還し、期末残高1億5, 750万円となりました。

6ページにお戻り願います。これら短期、長期の借入金等を含みました負債合計は、6億7, 959万4, 640円となっております。

資本金は1, 000万円であり、その明細は11ページに記載しておりますので、11ページをお開き願います。保有株式数2万株、株主6名となっております。

再度6ページにお戻りいただきたいと思っております。繰り越し利益剰余金は、前年度決算の繰り越し利益剰余金マイナス2億5, 040万444円に当期純利益マイナス1, 023万3, 224円を加え、純資産の部合計はマイナス2億5, 063万3, 268円となり、負債の部、純資産の部合計4億2, 896万1, 372円で、5ページの下段、資産の部

合計と一致するものでございます。

7、8ページは財産目録、9ページは株主資本等変動計算書、10ページから11ページまでは附属明細書でございます。

12ページには、現金の期末残高に係るキャッシュフロー計算書を添付してございます。この資料のご説明を申し上げます。Ⅰの営業活動によるキャッシュフローをごらん願います。(1)、当期純利益は、先ほどご説明申し上げましたマイナス1,023万3,224円となりましたが、当期の営業費用に計上しております減価償却費が961万3,628円となっております。この営業費用とした減価償却費を内部留保資金として当期の損失額に流用しております。Ⅱの投資活動はございません。Ⅲの財務活動のキャッシュフローは、短期借入金、一部償還金50万円ですので、キャッシュの増加はマイナス110万468円となり、前年度の期首残高462万2,303円を加えますと期末残高は352万1,835円となったところでございます。

続きまして、平成26事業年度事業計画、予算計画についてご説明申し上げますので、事業計画書、予算計画書の1ページをごらんください。初めに、事業計画であります、第2条は業務の予定量であり、前年同様、ゴルフ場、オートスポーツランドほか、その他砂川市から委託を受けた業務の執行であります。

第3条、収益的収入及び支出は、総事業収益を6,478万5,000円に対しまして総事業費用7,483万1,000円と定めるものであり、差し引きマイナスの損失予算の計画案となりますが、その対応策については後ほど参考資料、キャッシュフロー計算書でご説明申し上げたいと存じます。

2ページの第4条は、借入金の限度額を7億円と定めるものであります。

3ページをごらん願います。予算実施計画及び説明書の主なものにつきましてご説明いたします。収益的収入の部、1款1項1目営業収益で1節ゴルフコース収入は、右側説明欄、プレー料金収入4,409万円であり、その内訳はゴルフ利用者数を昨年までは1万,8,000人と見込んでおりましたが、平成26年度は昨年の実績数を参考に1万5,900人、1人当たりプレー単価を2,773円として計算しております。1人当たりプレー単価につきましては、利用者増加対策としての各種サービスプランを加味しておりますが、消費税増加分は転嫁しておりません。カート料金他の収入については543万円を見込んで、ゴルフコース収入は4,952万円を計上しております。次に、2節ゴルフ練習場収入は、600万3,000円の計上であります。次に、3節オートスポーツ収入は、618万8,000円の計上であります。なお、これらにつきましても昨年の実績を参考に計算しております。したがって、3営業区分の営業収益合計は、6,171万1,000円を見込み、前年度比較831万2,000円の減少となります。

続きまして、2目受託事業収益、1節オアシスパーク施設管理業務受託収入は、砂川市より受託しておりますオアシスパーク施設の管理業務の受託収入でございまして、278

万9,000円の計上であります。したがって、1項事業収益は6,450万円を見込んでおります。

4ページの2項事業外収益は、受取利息、使用料、雑収入の合計28万5,000円の計上であります。したがって、3ページ上段、1款総事業収益は6,478万5,000円を見込んでおります。

次に、5ページをお開きください。収益的支出の部、1款総事業費用を7,483万1,000円とするものであり、内訳といたしましては1款1項1目営業費用は、1節ゴルフコース及びゴルフ練習場管理費5,993万2,000円で、右側説明欄のゴルフコース及びゴルフ練習場、クラブハウスの管理運営の委託料4,746万7,000円と減価償却費891万5,000円、諸経費355万円を計上し、2節オートスポーツ管理費494万6,000円は委託料、諸経費等であります。このため営業費用合計は6,487万8,000円の計上となり、前年度比較287万3,000円の減で、主にゴルフコース及び練習場等の委託料と減価償却費の減少によるものであります。

次に、2目受託事業費214万1,000円は、オアシスパーク施設の維持管理委託料であります。

続きまして、6ページは2項一般管理費用でございます。前年度比較1万7,000円の増額で、334万2,000円の計上です。法定福利費、保険料の増となっております。

7ページをお開きください。3項事業外費用439万円は、前年度比較52万8,000円の増額であり、主な理由は1目支払利息で民間金融機関等2行からの短期借入金の支払利息は、資金借りかえ時までの利息と振興公社の解散を見据え、3月までの利息で380万2,000円、2目消費税は消費税率の引き上げを加味した58万8,000円であります。

次に、4項法人税等は、特につけ加えることはございません。

8ページ、資本的支出であります。本年度は予算計上を見送ります。

9ページ、10ページは予定損益計算書で、9ページ、当期の事業利益をマイナス251万9,000円と見込んでおり、これに10ページの一般管理費334万2,000円を差し引きいたしますと、事業総利益はマイナス586万1,000円の事業損失となります。これに事業外収益28万5,000円を加算し、事業外費用439万円を差し引きまして、経常利益はマイナス996万6,000円の経常損失となり、法人税等8万円を加え、当期純利益はマイナス1,004万6,000円の純損失の計画案でございます。

11ページ、12ページは予定貸借対照表であります。

先ほどの当期純損失1,004万6,000円の対応策につきましては、13ページ、参考資料、キャッシュフロー計算書でご説明申し上げます。当期のゴルフ利用者数を1万5,900人と見込みましたので、マイナス1,004万6,000円の損失となる予算計画案でございますが、営業費用で見込んでおります減価償却費896万5,000円を

損益勘定内部留保資金として流用いたしますと、当期営業活動によるキャッシュフローはマイナス245万8,000円となります。次に、投資活動、財務活動はございませんので、期首残高の352万2,000円を加え、106万4,000円が期末残高となる予定でございます。

以上、ご高覧いただきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、砂川振興公社についての質疑を行いたいと思います。報告に対する質疑を行いたいと思います。

今まちの中ではゴルフ場を閉鎖するのではないかといろいろなお話があって、署名活動が進んでいたりとか、いろいろと話題の多いゴルフ場経営、砂川振興公社のことから、議会としても誰かが質問をしなければというふうな気持ちで質問をさせていただきます。

まずは、平成26事業年度ということで計画がそれぞれ立っておりますけれども、この直近なのですけれども、5月末ぐらいでよろしいでしょうか、まずはこの平成26年度の利用者数と、それからここまでの利用料、これはあわせて前年度比で両方とも教えていただきたいと思います。

それから、来年度のゴルフ場、練習場が閉鎖というようなこと、またあわせて3月の施政方針演説でも市長はこれ以上は無理だというようなお話もされているのですけれども、平成25年度の事業年度と、それから今年度、平成26年度の事業年度における予算の違う点です。先ほど説明あったところでは、事業費用として前年比と比較すると280万ほどが減ということになっている予算書ですので、何を聞きたいかといえばこの280万があればもう一年やれるのかなというところなのですけれども、そのような読み方でよろしいのかどうかをお伺いをいたします。

それから、これまで振興公社が市のほうに払ってきているゴルフ場利用税なのですけれども、平成25年度でよろしいですから、いかほどになるのかをお伺いしたいと思います。

それと、最近振興公社に電話をかけて事務局次長という方を呼んでもらおうと思ったのですけれども、何か3月31日をもってやめられているというようなお話もあったのですが、事務局次長という立場の方は今現在いらっしゃらないのかどうなのか、これをお伺いをしたいと思います。

それから、あと2点ほどあるのですけれども、振興公社はこれ以上できないという、解散というようなお話も現実にありますけれども、今後解散に向けた日程というか、どんなような動き方でされていこうと振興公社は思われているのか。特に解散を決定するという時期は、どの時点なのかなというふうに思うのです。多分ゴルフ場を運営している間は、

解散という言葉はなかなか出せないのではないかなというふうにも思いますので、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

最後に、砂川振興公社は、ゴルフ場、練習場ばかりでなくてオートスポーツランドの経営も行っているわけですが、この経営については今後どうなっていくのかなというところもあわせてお伺いできればなと思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 6点ほどご質問ございましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず最初に、5月末までの入り込み状況ということで、昨年との比較ということでございました。ことしのゴルフ場は、4月19日、仮オープンしまして、昨年と同じ4月24日から本格オープンとして営業したところであります。ことし4月の利用者数は1,019人、前年の4月は402人、前年比707人の増、5月の利用者数は2,448人、前年は2,075人、前年比373人の増というふうになっております。なお、参考に昨日までの6月1日から10日まででは777人、前年では1,030人、前年比253人の減という状況になっております。

次に、利用料金でございますが、これはプレー料金収入、税とカート代を除いての税抜きでお話ししますと、4月、5月の合計は1,000万5,000円であります。前年度は706万1,000円でありまして、前年比では294万4,000円の増という状況でございます。

次に、事業費用の280万円ぐらい委託料が落ちていて、それだけあればできるのかなというようなお話でございましたが、前段にご説明を申し上げたいと思いますけれども、先ほどの決算でキャッシュフロー的には約350万円の期末残高となりました。この中には26年度の4月、5月に支払う未払い分約210万円が含まれておりまして、実質現金としては140万円程度で振興公社は26年度のゴルフ場の経営に入るという状況であります。手持ち現金140万円から26年度の収支見込みを立てますと、利用人数については前年度実績を参考に1万5,900人の利用として、先ほど二千七百七十何円だかの利用金額単価を掛けまして、それからコース管理委託費をこれまでと同額といたしますと、試算的には期末残高は25万円程度の見通しということになります。これでは委託料の未払い分も払えず、27年度の運転資金も不足ということになりますから、実質的には資金ショートする見込みとなるものであります。予算を立てる段階で本来26年度はオープンできないと、オープンできずに閉鎖となるのではないかなという部分でございしますが、実質資金ショートしたまま運営はできませんので、振興公社としては何とか26年度を営業するため、管理委託経費に含まれている次年度のコース管理につながる経費、これは雪腐れ防止剤だとか肥料だとか融雪剤でありますけれども、それらを除いて予算を組んだという

状況でございます。すなわち、こうしないと26年のゴルフ場経営はできないという判断のもとで、そういう予算を組んだところであります。その結果、先ほど26年度の事業予算でキャッシュフロー106万4,000円が残高として残るだろうと見込んでおりますけれども、この中には元金償還はできずに利息を支払って終わるといふような状況で見込んでおります。この現金残高の見込みは、管理委託費は年度内に全て支払った後の残額でありまして、この残っている残額の中からさらに法人税、消費税を次年度に払っていかねばならないので、106万4,000円とキャッシュフローの残高ありますけれども、実質残るのは30万から40万ぐらいの現金しか残らないだろうというふうに今試算しているところであります。そのようなことから、次年度につながらない管理経費を省いているということから、営業費用で前年度比較で287万3,000円の金額差額が出ておりますけれども、それは単純に維持管理経費だけでいいますと、減としては157万9,000円であります。そのほかに減価償却費で64万円の減、諸経費で33万円の減、オートスポーツの委託で32万6,000円の減、これら合わさって約280万という比較の金額になるものであります。

そのようなことで、振興公社としては多額の借入金の元利償還ができないことから経営を圧迫しているというものでありまして、平成22年に2億円を市から長期借り入れをして、民間金融機関長期借入金の全額償還、短期借入金の一部償還を行い、その後返済できたのは平成23年度に65万円、平成24年度には返済はできず、25年度に50万円という返済状況であります。状況としては、もはや元金はもとより利息の返済も危険な状況にあります。加えてクラブハウス、カート、グリーンなどの散水施設、車両が入っています管理倉庫など全てが老朽化してきており、満足に修繕もできていない状況でございます。そのような状況を見て、もはや限界というようなことから、コース管理状況が次年度につながらない維持管理としているところで、1年延命を図り、せめてゴルフ場を利用させていただいているファンの皆様へお礼の気持ちでいたいということが思いのところでございます。

次に、ゴルフ場利用税のお話でございます。ゴルフ場利用税につきましては、平成25年度の総額は465万円で、道税として北海道に納めているところでございます。

4点目に、事務局次長の件でございますが、これまでおられた事務局次長につきましては、いろいろ都合があるというようなことから3月31日をもってやめたいという申し入れがございました。現在兼務として商工労働観光課長が一部担っていただいているところであります。

それから、解散のスケジュールというようにお話でございましたが、振興公社から予定としてスケジュールがありますけれども、まだこれは決定でなくて、今予定しているという動きでございますが、ことしの8月に第2回取締役会、そこで臨時株主総会の開催の確認、振興公社解散の確認、解散にかかわる清算人の確認という取締役会をまず開催する。

これを受けますと、市としては9月議会、解散議決を行使する議決、さらに損失補償金の補正予算の議決。次に振興公社としては11月に、これはゴルフ場が閉鎖した後になるかと思えますけれども、臨時株主総会において振興公社解散の議決、清算人の決定、解散公告などが予定される場所です。その次に振興公社としては、12月、臨時株主総会において決算の報告、会社財産の調査報告という流れを予定しておりますが、市のほうといたしましてはその後、これはまだ時期は未定でありますけれども、債権放棄の議決をどこかでしなければならない。債権放棄については、債権額が確定するまでちょっと詳細は、振興公社の財産がどの程度処分できるのかもありますけれども、そこら辺がまだスケジュールが立っていないというようなところから、債権放棄の議決についてはまだ未定ですけれども、そういった議決が残っているというような状況でございます。

次に、最後にオートの状況はどうなっているのかというようなことでございましたが、振興公社としては主にゴルフコース、ゴルフ練習場、オートスポーツランドを運営しておりますけれども、先ほどご説明のとおり、負債がやはり償還がネックになっておりまして、この事業についてはもう継続できないということで市との業務委託を解約するという考えはいただいておりますので、現在オートスポーツについてはいろんな角度から考察をしている最中でありまして、なかなか難しい面もありまして、現在まだ結論というか、方向づけまでには至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 黒弘議員。

○黒 弘議員 今答弁をいただいたのですが、ゴルフ場、この2年間というのは大分天候が悪くてオープンがおくれたという事情があって、ことしは早く、よい天気、ゴールデンウィークもよい天気ということで、今のお話でいくと4月、5月でおよそ300万ほどの利用料が多くなっているという話でした。つまりこの予算書にプラス300万ができるのかなという状況だろうというふうに、今現状は。ただ、何だか6月はちょっと200人ほど前年より下がっているということなので、トータルしてどうなるのかというのがあるわけですが、全体的に言って特にちょっとびっくりしたのが解散のスケジュールということでいくと、先ほどの副市長のおっしゃったのはことしのお話ですね。例えば8月とかというの、ことしの8月という意味ですね。8月に株主総会を開いて、9月の議会では解散の議決をとりたいというお話だったので、これは随分急がれるんですね。つまりまだシーズンがやっている最中に、振興公社が今現在やっているものに対して議会に解散の議決を求めるとするのは、ちょっとこれはいただけないのではないのですか。来るお客さんにとっても、やはりシーズンがちゃんと終わってからというのが普通の話だなというふうに思うのですが、この辺のところ、なぜこんなに9月で急がれるかなど。私は、もし解散するのであってもやっぱり十分お客さんが来ていただいて、つまり早くても12月議会あたりで解散の議決というのが、うちは条例持っていますから、

振興公社だけで勝手に解散はできないので、砂川市議会の議決が必要なのは十分わかっているのですが、シーズン途中というのは余りにもちょっとお客さんに対して失礼かなというふうに思いますし、こんなことで議会もここで結論出せというのも……この辺はちょっと考慮をしていただきたいなというふうに私は思いますけれども、9月の議決の予定をです。そこをどうしてこんなに急がれていくのかなというのはお伺いしたいと思います。

つまり私は、今までずっとここの中で聞いてきているのは、振興公社は経営については新しい一般財源での補填というか、つまりキャッシュフローが赤字になった段階ではもうこれ以上はやらないというお話は聞いてきています。今年度は、少しそういう傾向が見られるという予測の中で無理だという判断をされたのだらうと思うのですが、私はずっとこのシーズン通してどうなるのかという推移を見ないと、今まで言われてきたこととちょっと話が違ってくるのではないかなというふうに思っているのです。結果的にはこれよく閉店セールで人がいっぱい来るといふのもあるけれども、そういうことなのかどうか、さっき来年に必要なお金の分という、次年度に必要な分というのが大体二百何十万ぐらいだと思うのです。つまり現時点では294万4,000円前年度よりふえていますので、当然最終的なキャッシュフローも400万ぐらい残る可能性があるわけです。それで、このある段階で、さっきも言いましたけれども、解散という議決を求めてくるというのは、これはちょっと変過ぎるなというふうに思います。市長もあくまでも新しいお金は投入しないのだということなので、新しいお金を投入しないで済むかもしれないのに、先んじて解散というのはいちよっぴりおかしいかなというふうに思います。

それと、先ほどの賃金の関係なので、事務局次長という方がいらっしゃるんで、商工労働観光課長が次長を兼務されている。ここでは給料が発生していないのだと思うのです。事務局次長の人件費というのは、賃金として184万8,000円ここに予算が出ています。そこでいなければ、法定福利費も30万4,000円ここにあるのですけれども、当然予算組むときには次長がいるということで予算を組まれているのだらうと思うので、その事務局次長という方がいらっしゃるのだとすればここでも200万ほど支出が減ることになりますので、これ合わせると何とこのまま順調に推移すればキャッシュフロー的には600万ほどお金が残るのではないかと。つまり十分来年もやれる経営状況になるのではないかと私は予測をするのですが、この辺はいかがでしょうか。

そもそも、これも本当に驚いたのですが、事務局次長という専門職がいなくなっているままで今ずっとやってきているというこの現実です。市長もわかっていたのかどうかなのですが、これで果たしてどういうチェックが行われているのですか。商工労働観光課長は忙しい人ですから、この人が兼務で、今までは振興公社にちゃんとこの事務局次長という人がいらっやって、売り上げとかいろいろなものをここでチェックをさ

れて、次に上げていくという方法をとられていたと思うのですけれども、終わるからいいわということでこういう役の人を削る、いないままにして今こうやって進めていく、何ともまあ武士の商法もここまできたら終わりだなという感じです。来年やるために人件費を削減して、それで何とかしたいというのなら私はわかりますけれども。ちょっとこの辺はわからないところなのですけれども、また違うほかの事情があるのであればお答えをいただければというふうに思います。

今言ったように人件費も削減できている、お客さんも入ってきている、キャッシュフローもこのままでいけば昨年25年度以上のお金が残るのだというふうに思います。残ってやめる理由は私は見つからないのです。市長もずっとそう言ってきていますので。だからシーズン終わって、本当に赤字が出た、だからもう来年はやれませんかというのが普通のやり方です。そもそもがシーズン始まる前にもう解散しますと言うこと自体がおかしいなというのはあるのですけれども、私の今の見通しは甘いのかどうなのか、その辺を再度お伺いをしたいと思います。

それから、これは市民の皆さんにいろいろ言われることなのですから、いろんな話が出てきているのだけれども、私たちって何にもわからないのだよねという話があります。それで最近、直近で公社から市民に向けてお知らせを広報で出したのは、厳しいけれども来年もやります、来年というのはこの26年度ですけれども、という広報は出ています。ところが、何だか議会ではゴルフ場を閉鎖するとかしないとかという話になっていて、新聞紙上でもいろいろありましたけれども、よくわからないのだけれどもねと、そもそもどうなのだという話があるのです。私は、少なくとも市民の皆さんに、それこそ9月の議会に議決を求める前に振興公社の今の現状を、これゴルフやる人、やらない人は別ですよ。だって、これから多額な負債の債務保証をして、それから債権放棄をして、もし原状復帰するのならという、1億5,000万もかかるとかということがあるわけです。それなのに一言も広報で、振興公社がきちっと責任を持って説明するという姿勢が今のところないわけです。これはやっぱり市民不在というふうに感じるし、幾ら株式会社だからといってそれが許されることではないなというふうに私は思うのですけれども、もし仮にこの株式会社砂川振興公社の経営状況なるものが広報等できちっとお知らせをされるのであれば、今私が少し言いましたけれども、経営状況以外にもちゃんとお知らせしてほしいのは、これもよく言われるのですけれども、一体ゴルフ場というのは幾らかけてつくったものなのだということが、これも市民の皆さん方というのは全然知らなくて、わかっていないのです。実は、私も本当に幾らかかってゴルフ場ってやったのだらうというのを知らないのです。これは勉強不足で知らないのかもしれないのですけれども、改めてこれは、私は勉強不足で知らないというのは認めますけれども、市民の皆さんはやっぱりこれは知っているべきだろうというふうに思うし、その後どういう経営が行われてきたのかということも当然知る権利が市民にはあるだろうというふうに私は思っておりますので、できればその

ときにきちっと、もしも解散したときにはどういうことが起こるのかというようなこともお知らせをするべきだろうというふうに私は思っているのですけれども、つまりそれはもしやめたときには原状復帰ということが起こるといことの話ですけれども、その辺のお考えというのはないのかどうか2回目にお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 答弁順ちょっと前後いたしますけれども、今の広報の関係ですけれども、3月議会に確かに承っております、市民に詳しく説明してくれと。そのようなことから、もう原稿はできておりますけれども、6月議会のまた新たな、市民にお知らせをしなければならないというような、この公社の経営状況報告の中で発生するだろうと、そういった部分で考えておまして、今7月1日号でご指摘のあった部分含めて市民に知らせるとい状況になっております。

それから、事務局の人件費のお話しされていましたが、1年しかおられなくて、慰留を勧めたところでありましてけれども本人の意思かたくて、できないというようなお話の中で、これはやはり日常の業務もあるわけで困るところもあります。新たな人探しもしましたけれどもなかなか充足できないというような中から、定款の中でそういう役職の人を置かなければならないということで、兼務でありますけれども、なっております。ただ、人件費丸々残るかということそうではなくて、やはり支障を来すという部分で臨時で人をお願いしておりますので、その分人件費が出ていくという状況でございます。

それから、解散の時期が早くないか、解散の議決という部分でございますけれども、これは振興公社の大半の株というのは砂川市が持っております、解散を決定するのは臨時株主総会で、それを行使して解散と、そこで振興公社の営業停止ということになるのですけれども、今考えている部分ではその解散議決の行使をしてよろしいかどうかという議案を9月議会に提出していくところであります。当然ゴルフコース営業しておりますから、どう考えてもその臨時株主総会の時期というのはやはり終わってからだろうと。それが人道的だろうということで考えておまして、そのスケジュール的に、振興公社も負債抱えておりますから、その時期を後ろにおくらせていけばいくほどまた必要な経費もかかってくるというようなことがありますから、今案として9月議会が適切ではなからうかということ考えているところでございます。

それから、シーズンを通して、今からもうゴルフ場をしないということではなくて年間を通してということになります。当然そうでありますけれども、先ほど収入の面だけ議員さん言われておりましたけれども、実質費用というものがかかってまいります。コース、ゴルフ練習場、フロント、合わせて毎月568万円ぐらい委託料として月々払っていかなければなりません。先ほどのゴルフプレー料金収入だけ2カ月分足してもこの委託料2カ月分払う分には足りません。その分は、ゴルフ練習場の収益だとかカートの収益だとかを補いながらいくわけでありまして、5月、6月分、それらの合算しても今100万

程度ぐらいプラスになっていますかね。ただ、昨年と比べてと言われてはいますが、昨年は最悪の状態な人数でありましたし、プレー開始も4月24日でありましたし、5月は寒い中、雨も降る中ということで、昨年と比較されて多く入っているとと言われても、実際は少ないところと比較して多く入っているということの話でありまして、もともとそれでトータル的には1万5,868人ですから。それが3万人入っていた、あるいは2万人入っていたというところと比べてというのなら話はわかるのですけれども、少ないところと比べてその辺多く入っている、残っているとと言われても、そもそもが現金を前の年から食い潰しながら去年もやってきたという経過がございますので、今の段階で確かに終わってみないと収支はどうなるかわかりませんが、なかなか入り込みというのは水ものでありますから、今の段階でやるのは早いと言われても見込みとしてはふえる見込みが今はない状況。言われたようにこととして終わるという話題性もあって来ているのかもしれないけれども、そもそもが去年の比較だけで言われますとそれはどうなのかなという部分がございますので、その点もご承知おきをしていただければなというふうに思います。

何か答弁漏れあったでしょうか。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の3回目の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の3回目の質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今副市長のほうからお話があったのですけれども、副市長、社長からちゃんとお話を聞いていらっしゃるのかなのですけれども、一番悪いときと私が比較してという話をされていましたが、一番悪いときでこの26年度につながる予算が、27年に向けてはあれしたけれども、組んだわけです。いつも言っているのが、新しいお金をつぎ込むことがもうできなくなったらやめるということは言われていました。それはキャッシュフローの部分です。今私が言いたいのは、人件費も全額とはいかないまでも次長がいなく、幾らぐらいになるのかわかりませんが、それプラス、さっきから言っていますけれども、約300万の今のところ去年より比べて収益が上がっているというこの状況を見たときに本当にやめられるのですかということなのです。今までずっと新しいお金を投入しない、しないと、するときになったらやめるからとおっしゃっていたのだから、そこが一番の基本です。だから、前から私聞いているのですけれども、もしことし26年度たくさん入ったらどうするのですかとずっと聞いてきていると思うのですけれども、仮に今回この調子でいって一般財源を投入しないならやめる理由はないのですよね。急にやめたい、やめたいという雰囲気が出てきていてやっていると思うのですけれども、

市長も一番最初市長になられたときのお話は、今後これ以上の公費を投入することは考えてはいないと。そのときははっきりいきますということを言われているので、それはそれで市長の思いとしては理解するとは言わないまでも市長がそう思われることはいいと思うのですけれども、でもことしやれるのに来年やめるということは、それはちょっと自分の言っていることを市長も少し考えたほうがいいなというふうに私は思います。

実際わからないわけでしょう。ことしがもう昨年度ぐらいになっていて、もうだめだなというのがわかれば私もここまでしつこく言わないのですけれども、少なくとも人件費も含めて400万、もっと言えばゴルフ場がなくなったらゴルフ場利用税というのが砂川市に入ってこないわけだから、さっき400万と言ったけれども、ちょっとここはからくりあるのでしょうかね。砂川市に入ってくるのはもうちょっと少ないので、多分200万ぐらいなのではないかなというふうには思うのですけれども、これも砂川市に入ってこないわけだから、これを仮に出したとしても直接的なものにはつながっていかないかなというふうにも、公費投入という形に果たしてなるのかということも私は思っていますし、そんなこともやはり考えていかなければいけないのではないかなと思うのです。

さっきぜひ市民の皆さんにお知らせをしてほしいということを私言いましたけれども、原稿ができていとおっしゃっていて、7月1日の広報に出されるという話なのですけれども、ぜひ今の現状のさっきお話しされていた利用者数というのをきっちり載せていただきたいなと思っています。ここぐらいまで今回は昨年度と比較してこのぐらいふえていますということ。それとかゴルフ場の建設費用は先ほども言ったようにもちろんですけれども、オートスポーツランドの関係も振興公社は抱えているので、債務状況もちろんですよね。オートスポーツランドも抱えているので、もし閉鎖する場合と、それから振興公社の本当に責任としてそれぞれゴルフ場あるいはオートスポーツランドを存続しようとしたときに、それは公社ではなくても存続しようとしたときはどういうふうなやり方、あるいはどういうふうなお金がかかるのかということもきちっと市民の皆さんにぜひお知らせをしていただきたい。それがここまで経営を悪化させて、砂川市から借金をしょってまでやってきた公社の最後の責任ではないかなというふうにも思いますので、決して市長の思いを入れるということではなくて、客観的に冷静に振興公社の経営状況、それからもしも閉じようとするときの話も書くのであるならばその閉じた後の流れとか、必要なものということも当然その記事の中に触れていただきたいというふうに思います。

それで、最後になのですけれども、これ大変なお金が動くのです。この振興公社を閉じること自体ではないのですけれども、ゴルフ場をやめる、あるいはオートスポーツランドをどうするかということには巨額な費用が投入されます。これをちょうど今後の日程をやっていくと、来年4月の選挙をまたぐことになるのです、いろいろなものですよ。それは市長も同じです。市長は1期8年と言われるけれども、来年選挙のことは間違いないので、これを選挙をまたいで処理をするというのは、議員としても非常に無責任に私は思うので

す。振興公社の解散を9月で議決してしまった。その後、原状復帰だとか債権放棄だとかというのは3月、あるいは選挙終わった後の予算、そもそも改選期の3月というのは骨格予算であって政策予算ではないのです。この時期にちょうど狙ってなのかわかりませんが、これをやるというのは、市長も議会もお互いに住民から選挙で負託を受ける身にとっては、こんな重要なことをこの時期にやるということは私はやっぱり絶対してはならないことだというふうに思うわけです。そこから導き出せるのは、これなら何とか来年1年やれそうですよ、やっぱり来年1年やって、新しい議員さんたちの中で、新しい市長かどうかわかりませんが、きちっとやっていく、これが筋道だと思います。これは、なかなか副市長の立場ではこのお話は答えはいただけないかなというふうには思いますけれども、先ほどの市民にお知らせする件ですけれども、ぜひその辺のところはしっかりとお知らせしてもらえよう約束していただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 まず、広報のお話でしたけれども、今のイメージではこれまでの平成2年からオープンして25年度までの入り込みは書いていこうと思っております。ただ、今ほど説明しました去年の4月、5月、ことしの4月、5月の比較というような書き方でいきますとちょっと誤解を招く部分があるのかなということがございますので、そこら辺は注意していきたいと思っておりますけれども、あとオートスポーツランドでございまして、いろいろ今検討してございますけれども、今の段階で7月1日号の広報には結論的なことはまだ書けません。ただ、廃止した場合などについてはどういった影響があるのかというところは書けるかなと思っておりますけれども、方向としてはまだ多分いろいろ調整しております、間に合う状況にないのかなというふうに思っています。

それから、ことし1年間終わってみないとわからないという状況、確かにゴルフ場経営ありますけれども、先ほど言ったようにもう施設も老朽化しているし、結局元金も返せなくて利息だけ払ってというような状況になっていくと。何せこれまでの負債の償還がどうしてもネックになっているという部分がございます。そういった部分で総合的にいろいろ取締役会等でも判断しての業務委託の返上ということで動いております、多く残るようなことであるならば、市のほうに5億2,000万という大きなお金を借りているわけありますし、そういった部分の償還にでも少しでも役に立てばどうなのかなというふうにも私は考えているところでございます。

それから、大きなお金が動くというようなことで、来年選挙を控えてというようなことでございましたけれども、いつ債権放棄の額というのが、ちょっと経験ないものですからどの程度かかってまとまっていくのかというのは今後清算人と協議しながら詰めていかなければならない部分もありますし、当然言われたとおりこれは議会の意向というのいろいろあるでしょうから、そこら辺も調整をしながら考えてまいりたいというふうに思っています。スケジュールは、あくまでも今案として動いておりますので、これで決定という

ことではございませんので、あくまでも今案としてこういう流れで考えておりますということ
ことで申し上げますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第6 報告第4号 事務報告書の提出について

○議長 東 英男君 日程第6、報告第4号 事務報告書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第4号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

平成25年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり平成25年4月から平成26年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで142ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第7 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第7、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

- ◎日程第8 意見案第1号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について
- 意見案第2号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について
- 意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 意見案第5号 地域と生産現場の実態を踏まえた農政改革を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第8、意見案第1号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、意見案第2号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について、意見案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第5号 地域と生産現場の実態を踏まえた農政改革を求める意見書についての5件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第5号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第5号まで一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これで日程の全てを終了いたしました。

平成26年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

議員各位、または理事者の皆さんで日程どおり終わることができました。どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月11日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員